

令和4年度第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）、会議録

日時：令和4年6月20日（月）14:00～15:45

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 説明
障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要
- 2 議 題
 - (1) 「コロナ禍における困りごと」事例集について
 - (2) 令和4年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について
 - (3) 改正障害者差別解消法の周知について
 - (4) 障害者差別に関する状況について
 - (5) その他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について
- ・ 資料2 障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～
- ・ 資料3 令和4年度障害者差別解消に関する周知啓発について
- ・ 資料4 改正障害者差別解消法の周知について
- ・ 資料5 令和3年度障害者差別集計表（速報値）
- ・ 資料6 【非公開資料】令和3年度障害者差別相談対応事例一覧

出 席 者

委 員・・・宗澤委員長、大村委員、峯委員、柴野委員※、山崎委員※、菅原委員、滝澤委員、荒井委員※、豊永委員

臨時委員・・・富岡臨時委員、小室臨時委員、川津臨時委員※、加藤臨時委員、竹内臨時委員、宮村臨時委員※、黒金臨時委員、水内臨時委員、塚田臨時委員※、塚越臨時委員※、長谷場臨時委員、大畑臨時委員※
※は書面参加

事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠 席 者

な し

1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の増田と申します。

本日は、皆様大変お忙しい中、第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき誠にありがとうございます。

また、今年度新たに委員及び臨時委員に委嘱、任命された皆様につきましては、快くお引き受けいただき心より感謝申し上げます。

本日は、オンライン開催ということで、何かと不慣れな点があるかと存じますが、何卒御容赦くださいますようお願いいたします。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。事前にお配りした資料といたしましては、

- 1 次第
 - 2 委員名簿
 - 3 資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）」について
 - 4 資料2「障害のある方にとっての困りごと事例集～コロナ禍で抱える困難と合理的配慮～」
 - 5 資料3「令和4年度障害者差別解消に関する周知啓発について」
 - 6 資料4「改正障害者差別解消法の周知について」
 - 7 資料5「令和3年度障害者差別集計表（速報値）」
- でございます。

なお、資料6「令和3年度 障害者差別相談対応事例一覧」につきましては、個別具体的な事案でございますので、議題4「障害者差別に関する状況について」の際に画面に表示させていただきます。

以上7点でございますが、よろしいでしょうか。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員13名、書面での出席委員8名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐 吉原 大輔様、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官 小川 ゆかり様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する3名の方がオンラインで傍聴されますので、傍聴を許可したいと存じます。ただし、議題4「障害者差別に関する状況について」は、議題の後段において、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人の方につきましては、議題4のうち、非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームから御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言を

する時以外は、ミュートに設定していただくようお願いします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。

それでは、ただ今より第1回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を開会させていただきます。

本日の第1回委員会の開催にあたり、初めて顔を合わされる方もいらっしゃるかと存じますので、お手数ではございますが、委員の皆様のご自己紹介をお願いしたいと存じます。事務局より御案内差し上げますので、お手元でございます委員名簿の順にお願いいたします。

～委員自己紹介・事務局紹介～

会議のはじめに、今年度から始めて委員をおつとめいただく方もいらっしゃいますことから、事務局より本委員会について御説明をいたします。

(事務局)

それでは、障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要について御説明いたします。今年度、新たに御就任いただいた委員及び臨時委員がいらっしゃいますので、改めて本委員会について御説明させていただきます。

資料1「さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会 障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）について」を御覧ください。

ノーマライゼーション条例第15条に定める本委員会は、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議すること、個別の障害者差別事案に関して申立てがあった場合に助言又はあっせんを行うことなどを目的として設置された附属機関となっております。

しかしながら、本市においては、平成23年の条例施行以降、条例に基づく差別の申立てがないことから、障害者差別解消支援地域協議会として設置する障害者差別解消部会と合同で開催し、障害者の差別解消に係る周知啓発や申立てに至らない差別相談の事案等について協議・報告を行っております。

なお、本委員会の臨時委員については、障害者差別解消部会としての任命になることから、本委員会で実施する差別申し立てに対する助言又はあっせんに関与しません。

今年度の今後の開催予定でございますが、年間2回の開催でございますので、本日、第1回の開催となり、第2回の開催は令和5年1月24日（火）14時からオンラインでの開催を予定しております。

以上、簡単ではございますが、本委員会について説明を終わります。

(事務局)

それでは、今後の議事進行につきまして、本委員会の委員長であります宗澤先生へお願いをいたします。よろしく申し上げます。

(宗澤委員長)

それでは、ここからは私の方で議事の進行を務めさせていただきたいと思っております。それでは、本日の議題の議題に入ります。

まず、議題の1番目、『「コロナ禍における困りごと」事例集について』ということですが、事務局から説明をお願いします。

2. 議 事

議題1. 「コロナ禍における困りごと」事例集について

(事務局)

議題1 「コロナ禍における困りごと」事例集について御説明いたします。

はじめに、事例集を作成する目的についてですが、新型コロナウイルス感染症の発生によって、障害のある方はその障害の特性によってコロナ禍ならではの生活のしづらさを抱えていることを周知し、その困りごとに応じた配慮が行われるよう、周知・啓発することを目的に、本委員会において事例集の作成に取り掛かっているところです。

困りごとの事例収集においては、令和2年度以降、市民会議の議題として収集してきたほか、昨年度には市内の福祉施設や教育機関、障害者団体様など、障害当事者や御家族、支援者など広くに渡って調査を行い、そこで挙げられた事例をもとに、今回の事例集を作成しております。

昨年度2回目の本委員会におきましては、素案という形で事例集をお示しいたしましたが、皆様からの御意見を踏まえまして、修正し、今回、一般向けの周知に使用する事例集の形として、案をお出しさせていただきました。

素案からの変更点としましては、大きく4点ございます。

以降、御説明において資料のページが前後いたします。申し訳ございませんが御了承くださいますようお願いいたします。

1点目、前回の委員会において、委員の皆様から、困りごとに対応する配慮の実践例を掲載できるようにとのお話をいただきましたので、事例集8ページ以降のとおり、困りごとに対して1：1の形式で配慮の事例を掲載することとしました。

2点目、資料6ページのとおり、困りごととして多くの声が寄せられた事例については、代表的な事例として、特出しして掲載することとしました。

3点目、資料11ページ以降のとおり、資料編として、提供いただいた困りごとをできる限り掲載しております。提供いただいた事例は、必ずしも配慮の例を具体的に提案しづらいものがあったり、個別性の高いものもございました。しかしながら、事例集として代表的な事例や明確な配慮の例が提案できる事例ばかりを掲載してしまいますと、障害のある方々が感じている困りごとを詳しく伝えることができないため、困っていると声をあげていただいた事例を一つでも多く市民に見てもらえるよう、資料編として掲載をしております。

4点目、資料5ページになりますが、障害のある方への配慮を行う視点として、障害の「社会モデル」の紹介を入れました。障害のある方への配慮を実践していただくに当たり、配慮を行う側の意識付けとして、困りごとは、障害のある方個人の問題ではなく、社会側でバリア・困りごとを解消する必要があるという「社会モデル」に関する記載を盛り込んだものです。但し、配慮を行うことへの敷居が高くならないよう、ちょっとした気配りが大切であるということも併せて記載しています。

今後、この事例集の活用については、市ホームページやSNSへの掲載によりノーマライゼーションの理念の周知・啓発の一環として活用していきたいと考えております。

また、障害当事者の方へもこの事例集について周知を行うことで、御自身が配慮や理解を求める際の補助資料としても御活用いただけるのではないかと考えております。

現在、新型コロナウイルスの感染状況の収束が見えない中で、当面はコロナ禍での生活が続くものと感じております。そういった状況においては、この事例集を日常生活における配慮のあり方を周知・啓発するためにも活用できるものと考えております。

議題3においても触れますが、障害者差別解消法が改正され、事業者における合理的配慮の提供が義務化されることから、配慮のあり方の周知としても活用を検討してまいります。

本日、委員の皆様におかれましては、本事例集について、またその活用について御意見を賜ればと思いますので、よろしく願いいたします。

(宗澤委員)

ありがとうございました。この事例集そのものについての御意見と活用方法についての御提案というか、御意見を頂戴できればという事務局の説明でした。それではみなさんの御意見を頂戴したいと思いますので挙手をして、私の指名があったら発言をしていただきたいと思います。発言の冒頭にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。では、いかがでしょうか。はい、峯先生。

(峯委員)

それでは、私から。活用についてということになるのかもしれませんが、実はこのコロナってまだ分からないことがいくつかありますし、非常に流行するタイプや株によって感染の広がり方だとか、重症度が違うんですね。ですので非常に対応がコロコロ変わってまいります。ですので対応について国が一括してこういうメッセージを出すものと、これについては市町村を含めた地方自治体で判断してくださいというのと、色々あるんですね。しかも次から次へと新しい情報が出てまいりますので、行政の方たちも本当に大変なんだと思います。ですからそのなかで、少なくとも今現在流行しておりますオミクロン株というものに関しては、感染力は強いですが、重症化の危険性は比較的少ない。しかもワクチンをしっかり3回まで打ってある方はかなり罹る方も少ないですし、もちろん重症化も少ない。そのなかで随分対応が変わってきております。ですから今までと違って外ではマスクをしなくていいですよとか、それから少し距離をとってあれば室内であったとしても換気が十分出来ていれば多くの会話がなければマスクを外してもいいですよ、むしろこの暑い中でマスクをしていることによって非常に危険度の高い熱中症のほうがはるかに危ないのでそちらを十分注意してくださいと言われております。学校や幼稚園・保育園など、そういうところの対応も次から次へと変わって新しいのが出てきています。私は、小児科の医者ですので先日アドバイザーボードに対して、小児科専門の者が何人か集まってですね、この対応についての提言をさせていただきましたが、私もその中のメンバーの一人なんですけど、いずれにしてもこうゆうふうにごんごん変わりますので、それについて今回作っていただいた事例集は本当にまさに困ったことを含めて、「そういう時どうしたらいいかわからないよ」という生の声ですので、これはむしろ障害のある方だけが共有するのではなくて、これを基に次に同じような状況の感染があるだけでなく、な

んらかのリスクを考えなくてはいけない事態が起こった場合には、どういうふうに対応するか、むしろこれを決めていく国ですとか、それからさいたま市である行政のトップですとか、そういう方たちにしっかり読んでいただいて、今のこの事例集に書かれている困りごとを次はどのようにしたら少しでも減らせるかということ、そういうところには是非活用していただきたいと思います。

それから情報については、本当にお手数ですけども新しい情報を見ていただいて、新しい情報はそれで決定ではございませんので、今度変わる可能性がありますので現時点ではこれこれこういう背景で、今こういう状況になっています、ついては今の対応はこうしていただくのがベストですという、そういう橋渡しをしていただくのがよろしいのかなと思ひまして一言御意見申し上げました。以上です。

(宗澤委員)

ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。障害政策課の方から国にもこの事例集が出来たということをお届けするとともに、条例の推進体制が庁内にあると思いますので、障害関係部局だけではなくて、他の課並びに市の上層部ですね、周知徹底を障害政策課のほうから図っていただければと思います。その上で今後どんなふうはこの間の困りごとを乗り越えていけるかということの活用を生かしていただくための知恵を出していきたいというふうに思います。それでは他いかがでしょうか。はい、竹内さんどうぞ。

(竹内委員)

コロナのクラスターがあった場合、精神科でどういう対応をしてるかってことを聞きたいと考えていました。実は精神科でクラスターが発生すると、とても悲惨な状況に置かれるということが先日テレビで報道されていて、それと退院が遅れたり、精神障害者が非常に不利になるということについて声を大にして言いたい。以上です。

(宗澤委員)

日本精神病院協会が精神病院の中で、コロナが発生した場合、コロナに専門的に対応できる病院がほとんど認められなかったということを公表していますよね。これは非常に重要な問題の一つだったと私も理解していて、今の竹内さんの御発言は議事録にも残して、今後どうしていくのかということの知恵を出すことに、是非生かしたいというふうに思います。どうもありがとうございます。はい、他いかがでしょうか。

今回の事例集の作成は、事務局の御苦勞も結構あってですね、他市の事例集も目を通したうえで、さいたま市なりの整理の仕方をしたというような、これまでの経緯が裏舞台にあるんです。是非活用の方法も含めて、広く皆さんの御意見いただければと願っています。いかがでしょうか。はい、それでは水内さんお願いします。

(水内委員)

いろいろとこちらのほうで困りごとに対する合理的配慮の好事例というのが、記載されていて事務局の方が非常に尽力されているんだと思うんですけども、具体的な対応が資料2の8ページ以下のところに記載があるんですけども、特に仕事関係だと障害のある方に関しましては、例えば今までは施設を利用していただけれども、なか

なか利用が出来なくなった、例えば7ページのケース4というので、生活リズムが狂って困るとかですね、いろいろあるんですが、その中で対応として9ページのところで仕事についてっていうのが記載されておりまして、上から見ていくと障害のある方については在宅勤務を導入するとか、在宅でアクセス出来る共有ファイルの導入、オンラインミーティングによりコミュニケーションを確保するとか色々記載があるんですけども、なかなか在宅勤務になること自体が、障害があると生活リズムの問題であるとか、御家族のケアが増えるという問題があるというのが一つと。あと確かにZOOMとかすごい使いやすいツールとかオンラインシステム等はあるんですけども、パソコンとかオンライン的な機械的なものが難しい方だと非常に難しいというところもあるかと思います。そういう意味では障害のある方が在宅及びオンライン化してということには非常にハードルが高くて、やっぱりコロナがあるせいですけども、なかなか実際には解消が難しいものだと思います。お店などだと、例えば聴覚障害のある方だと筆談をするとか、視覚障害のある方についてはお声かけするとかがあると思うんですが、やっぱり大きな課題として、仕事上のこの在宅勤務、あとオンラインシステム、これをどういうふうにハードルを下げるのか、御自分でハードルを下げるのは難しいという問題もあるでしょうし、やっぱり人の支援というものが、そこに在宅だとしても定期的に訪問するとか、何らかの支援がないと非常に難しいのかなと、解決策にはなかなかないんですけど課題だと感じます。やっぱり人の手がコロナ禍だとしてもなかなか必要になってくるのかなっていうような課題があるなど、仕事の面で非常に思いましたので、対応策として書いてあるんですけど、それ自体が課題をはらんでいるということで、皆さんにも情報共有とか御理解いただければなと思いました。以上です。

(宗澤委員)

ありがとうございました。御指摘通りの問題をはらんでいると私も感じていまして、さいたま市の障害者総合支援センターでは、就労支援の取り組みのプログラムの中にパソコンを使えるようになるっていう、プログラムを組んできたっていうのがあるんですね。この中に要するにコロナ以降のオンライン業務に対応するような中身をもっと充実させていくっていう課題があるんだろうっていうのが一つと。

ICTに関連する技術的な支援をヨーロッパなんかでは実施する地域機関がありますけれども、我が国ではそれが十分ではないわけですね。さいたま市障害者総合支援センターの中に知的障害のある人たちや発達障害のある人たちを含めて、ICTを使いこなすような、そういう技術的支援をしていくような、何かそういうところを充実させていくっていう課題がありはしないかというふうに思います。これは今後の課題として、今御提案あったことを重く受け止めておく必要があると思います。それでは、他いかがでしょうか。加藤さん、どうぞ。

(加藤委員)

手をつなぐ育成会の加藤と申します。今のICT含めてのことなんですけど、知的障害者の場合ワクチンの優先接種のことなんですけど、15ページに施設に複数の市から利用者が集まっているためという、自治体によって接種券の配布に差があるという項目があるんですけども、これって自主的な意思決定支援というものが含まれてい

るかどうかわからないんですけども、申請しないと接種券がもらえないというシステムが、高齢者とか65歳以上になると自動的に皆さんに配布されるわけですけども、障害者とその優先順位の中に入ったとしたならば、高齢者枠と同じようなかたちで全体に配布してもいいんじゃないのかなって常々思ってたんですけども、そのへんはどういう判断で難しいのか分からないんですけど、なかなか自分でできないという人こそワクチンを打たなくてはいけないと思うんですけども、なかなか育成会なんかでも私たちが色々手伝ったりしているんですけど、接種券が来てないということで、事業所の方でなかなかまとめてできないということがあったので、そのへんがどうにかならないのかなって思うんですけども、自分たちで発せれない人たちですので、個人情報よりもそちらの本当に大切なことなので、そこは個人情報を押してもやってほしいという願いもあるんですけども、いかがなものでしょうか。

(宗澤委員)

確かいつだったか失念してしまってるんですけども、知的障害がコロナの重症化リスクの疾患単位として認められたと思うんですね。だからワクチンの優先接種というのは、考え方としてはあったはずなんです。ところが、その自治体対応であるとかによって、その早い遅いっていう凸凹があったために、事業所単位で見た場合、一斉にワクチンを打つということはできなかった。ワクチンの接種券が届かないっていうのは、これはちょっと重大な問題だというふうに思います。これは届かないわけがないはずで、動いていたと思いますので。自治体単位のスピードの違いっていうのを、これからそうやって乗り越えていくのかっていうところは、非常に重要なものとしてあるなというふうに、お聞きし受け止めさせていただいたことと。それとも接種券が届いていないとすると、それはちょっと法外な問題なので、もし本当に届いていない事例があれば、それはちょっと事務局に届けていただいただけませんか。

(加藤委員)

届いていないとかではなくてですね、こちらが申請しないと優先されなかったんです。年代別にはちゃんと来るんですね、後から。ただ障害の場合は優先順の中に入ってたので先にもらえたんです、申請をすれば。ところが自分で申請が出来ない人たちがいるので、そうするとそういう人たちは後回しになる。来るには来るんですけど。そういうことです。すいません。

(宗澤委員長)

はい、わかりました。つまり申請主義でいいのかっていう問題ですよ。これはちょっと今後の課題としてやっぱりひとつ受け止めさせていただきたいというふうに思います。

(峯委員)

峯ですけど、すいません。ただいまの件、私はさいたま市のワクチン対策室の連絡会の責任者の一人として、今のお話は4回目の接種のお話だと思うんですね。1回目2回目あるいは3回目までに関しては、優先接種だけではなくて基本的には年齢の枠で、埼玉県全部の自治体からある時期には必ず送られているんですが、4回目の接

種は実は60歳以上の年齢枠はそこであって。それ以外の方は基礎疾患を持っている、要するに重症化リスクのある方だけが優先接種の対象者になりますので、それに関しては自治体によっては、実は埼玉県はさいたま市だけがすべての年齢の方にすべて送っています。ただし、さいたま市以外の自治体は60歳以下の方は申し出があった方だけしか送られていないんですね。ですから施設とかにさいたま市以外の方がおられる場合には、その方たちには接種券が届いていない。これは確かにその通りです。しかし、今、子どもたちであれば発達障害、知的障害のある子もそうなんですけど、なかなかソーシャルディスタンスがきちんと保てないですとか、なかなか細かい対応がしづらい方々に関してはやはりリスクが高いということで優先接種の対象になっておりますので、それに関しては施設の側で、同じ施設に入っておられる方に、届いている方と届いていない方があった場合には、施設の方からその方の住んでいらっしゃる市町村のほうに「これこれこういう理由でこの方が優先接種の対象ですよ」ということとお話しすると、届けていただけるはずですので。実は全年齢で、これからおそらく4回接種が色々な全年齢で必要になってくる可能性が高いので、さいたま市はすでに送ってしまって、これは後で接種の対象になった時に使っていただきたいので、「これは絶対にしっかり保管しておいてくださいよ」という案内のもとに、全員全部に送っているんですが、そういうところは、さいたま市だけです。さいたま市はそういうことをやっているということで御理解いただきたいと思います。以上です。情報の御提供です。

(宗澤委員)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。はい、滝澤委員どうぞ。

(滝澤委員)

ありがとうございます。滝澤と申します。事例集に関して28ページを見まして、令和4年何月発行ということで、準備が整ってきていることと思います。ここまでまとめるのは本当に大変だったと思いますが、実際に発行する対象がどういうふうにか考えられているのかということがひとつと、情報弱者、今までの発言の中でも「なにになにが分からない」というようなところが、伝わっていないという議論があったと思いますが、意見を出してくださった当事者の方々や団体、その他にこの事例集をどういうふうに発信していくのかをお聞きした上で、できれば地域の方々のキーパーソンとなるような民児協や自治会連合会などへも、総論的にコロナで困るという方々に対して、さまざまな事象があり、配慮と必要と思われることを行政につなげるというところまで、活かせるようにこの発行物が、活用できればいいのではないかと思いますので、質問させていただきます。

(宗澤委員)

一応御質問ということなので、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

事例をお出しいただいた方への周知という点についてですが、大きく事例として御提供いただいたのは、市民会議への御参加の委員の方が多かったように事務局として

は感じているところです。今週金曜日に市民会議の1回目がございます。そちらには議題として間に合わないところですが、今年度2回目・3回目開催の時に、こうした作成物について御報告を添えてお伝えをしていきたいというふうに思っております。また、御提案をいただきました、地域の民児協、民生委員さんだったりとか、児童委員さんだったりとかにお伝えをしていくというところで、御提案ありがとうございます。毎年ノーマライゼーション条例のパンフレットをいろんな機関に送って周知をしている中で、定期的に民児協さん等にも御説明をしたり、配布したりという年度がございます。それを近い年度でやっていくというところを調整をしながら、地域の支援者の方、すごく身近に見ている方にお伝えできるようなかたちで、周知を、ノーマライゼーションの周知と一緒にやっていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員)

周知の問題というのは、条例そのものについてかねてより課題としてきたところですので、その課題に合わせて今回の事例集というのをどのように周知していくのかわかるようなことについては、事務局でまたお考えいただきたいというふうに思います。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(菅原委員)

社会保険労務士の菅原と申します。申し訳ございません。これノーマライゼーションの条例の簡易版冊子でもありましたけれど、ホームページ等でまた紹介というのはされるんですか？ ちょっとそれ質問で申し訳ございません、お願いします。

(宗澤委員)

もちろんそうですよね。

(菅原委員)

そうですね。せっかく良い冊子が出来てますので、ある程度プリントアウトが出来るかたちで、また枠とかもしっかりしていただければなと思いましたが、すみません、要望でお願いいたします。

(宗澤委員)

それは当初段階からそのようなかたちにするというので、作成していますので、御承知おきいただければと思います。他いかがでしょうか。はい、大村さんどうぞ。

(大村委員)

まずは、これだけの膨大なボリュームの資料をまとめてくださってありがとうございました。私のほうは、気になったのは在宅での支援のところ。非常に気になったところです。コロナの間、通所施設に通うことが出来なくて、かなり緊張した生活を在宅でされておられる方々の切なる声が、かなり盛り込まれていたんじゃないのかなというふうに思います。それで、なかなか難しいとは思いますが、相談支援などの部会などで検討いただけるのかどうか分からないのですが、可能であればベスト

はないとは思いますが、こうすれば上手くいくということもないと思うんですけども、何か方略があるのかどうか検討、これは相談支援、つまり障害のある人の生活に関わる相談員の方々に一緒に考えていただけたらありがたいなと思った次第でした。併せてコロナで施設が短縮するとか、一時閉所するとかってところで、かなり親御さんに負担がかかっているということですが、今回たまたまコロナでそういうことだったと思うのですが、この後親御さんが高齢化していくと、きっとそういうこともあり得るというふうにも思えますし、たまたまコロナで顕在化したというように私は感じています。だとすると何か手立てがおそらく、これでうまくいくとか、これをすれば完璧っていうのはないと思うんですけども、少しずつ出来る手立てを考えていくべきなんだろうなというふうには考えておりました。個別にそういう支援を組み立てていくこともそうですし、併せて例えば、施設の短縮や一時閉所で親御さんがすべて見なければいけない状況になった時に、親御さん自身の心理的負担などを軽減できるような横の繋がりを構築するであるとか、何か様子うかがいをするような連絡をとるみたいなことも含めて、通所事業所だけではなく何か出来ることってあるのではないのかなというふうに思いますので、是非御検討いただければと思います。以上です。

(宗澤委員)

ありがとうございました。福島第一原発の事故の後に避難準備命令が出て、2週間ほどすべての事業所が止まって、それで家の中に閉じ込められたという時の状態が今回見られたわけですね。だから要するに災害時の様子も含めて、大村先生が御指摘いただいたことというのは、どういうふう在宅を余儀なくされたときに、どういう手立てというのが起こりうるのか、そこは検討していかないと駄目だというふうに私も思っています。ただ今回コロナの主に関心で初期段階でそうでしたけれども、アルコールは無いマスクは無いはというところで、結局入所型の施設は閉じるな、通所型の施設については、短縮してもいいし、閉じても構わないのでという方針をとったわけですね国が。そのもとで出来る限り開けようとしたんですけども、通所のところっていうのが感染が広まると困るので、店を閉じたり短縮化したみたいなところで経緯もかなりあったと思うんです。そういったところも含めて今回の問題っていうのは、貴重な教訓として残しておく必要があるし、今後どう対応していくのかって考えていく必要がある非常に重要な事例の提示になっているというふうに私も考えています。どうかみなさんの知恵と事務局の知恵を出して乗り越えられるいい案を考えていきたいというふうに思います。大村先生どうもありがとうございました。他いかがですか。

そろそろ時間も押していますので、みなさんから頂いた御意見を踏まえて、この事例集を周知するとともに、この事例集を生かしてこれからのリーズナブル対応ってものを皆さんと作っていただければと思います。それでは議題の2の方に入らせていただきます。

【書面参加した委員の意見】

(柴野委員)

「障害のある方やその家族、支援者の方々が感じるコロナ禍での困りごとについて

共有し」との記載がありますが、具体的にはどこにどのような形で具体的にこの事例集の情報共有をするかについての情報を当委員会に開示いただけると幸いです。また、データによる配布を中心とのことですが、あわせて、視覚障害者の方への本事例集の情報提供の具体的方法についてもお伝えいただけると幸いです。

【事務局】

- ・会議当日、市ホームページや SNS への掲載により、ノーマライゼーションの理念の周知・啓発の一環として活用していきたいことを御説明いたしました。
- ・視覚障害のある方への情報提供としましては、市ホームページでのデータ掲載に当たり、PDF ファイルでは読み上げ対応できない方もいらっしゃることから、Word ファイルも掲載しています。

(山崎委員)

「環境によって生じる『障害』を解消することは、社会全体の役割です」と記してありましたが、私自身、昨年、委員となって、対面研修、書面研修等を経験して、障害者の権利の擁護に関する委員として少しずつ啓発されている現況です。障害のある人の抱えるバリアに気づけば、ちょっとした気配りで解消できることがたくさんあること、各障害によって抱えるバリアが違うということ、今回の事例で深く学ぶことができました。また、各困りごとの場面での配慮の例では、対処の仕方が勉強になりました。また、コロナ禍で情報へのアクセス、対面制限、医療機関・施設・教育場面まで制約を受け、大変な不安を抱え、生活されていることに気づかされ、改めて理解と協力をしていこうと思いました。

(荒井委員)

ノーマライゼーション条令や差別解消法にも触れられており、内容についてはよく出来ていると思う。但し、ウィルスの感染力等はその時々で異なるものであり、今回と同様の対応が最適とは限らない。また、年月の経過に伴って取りうる対応も変わってくるので、今回の事例集が完成形ではなく、今後も状況の変化に応じたバージョンアップを行っていく必要があると考える。

ICTの活用や、ワクチン接種、PCR検査に関連すること等、市として取り組むべき課題も見られるので、関係各部署と情報連携し、今後の施策に早急に反映させて頂きたい。

同様の事例集は他の自治体でも作成している例がある。自治体間で情報交換することで、よりよい解決策が見いだせるものもあるのではないかと。

(川津臨時委員)

事例集については意見ありません。発行するあたりに、本人の希望や状況などによって、各区役所支援課または区民課から柔軟な対応をしてください。

(宮村臨時委員)

障害の方にとっての困りごとについて、生の声があふれていた。聞き取り・まとめた今後は、様々な困りごとの解消に活かしてほしい。

(塚田臨時委員)

恥ずかしがらなかなかなか気が付いてないことが多いので、とても勉強になりました。

(塚越臨時委員)

意見はありません。

(大畑臨時委員)

新型コロナウイルスの影響により障害のある方の日常生活が一変し、さまざまな場面で不自由を強いられていることになった。そのため、この事例集が広く一般に周知され理解が進むことで、障害のある方の生活のしづらさが少しでも解消に向かうことを期待している。

議題2. 令和4年度障害者差別解消に関する周知啓発の計画について

(事務局)

それでは、議題2「障害者差別解消に関する周知啓発について」御説明いたします。

お配りしております、資料3、「令和4年度障害者差別解消に関する周知啓発について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」としましては、(1)パンフレットの作成・配布と(2)合理的配慮提供促進事業がございます。まず、パンフレットの作成・配布についてですが、本市では、主に事業者や市民を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と、主に小学6年生を対象とした「ノーマライゼーション条例簡明版冊子」がございます。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せ、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。また、今年度はすでに、5月に行われました「イオンさいたま市フェア」において、来場者向けに200部を配布したところです。

「ノーマライゼーション条例簡明版冊子」については、毎年小学6年生向けに配布を行っているもので、各学校において、人権の学習の一環として取扱ってもらっております。

次に、合理的配慮提供促進事業について、説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付するものです。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード等の物品購入に係る費用、また、点字メニューの作成等に係るコミュニケーションツール作成費です。

令和元年度に始まった事業で、令和3年度までに合計で19件の申請をいただいております。

今年度も、より多くの事業所に活用いただけるよう、医療機関や飲食店など、障害のある方が日常的に利用する施設に対して周知を行ってまいります。

続いて、(3)「コロナ禍における困りごと」の周知につきましては、議題1でも御協議いただいたとおり、事例集を活用した啓発に取り組んでまいります。

次に（４）イベントにおける周知についてでございます。

イベントにおける周知としては大きく３点でございます。

まず、①大宮アルディージャ手話応援についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーＪリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントでございます。

今年度は、今週末、６月２６日（日）に NACK5 スタジアムにおいて実施予定です。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れる予定です。また、啓発グッズやパンフレットの配布などにより、ノーマライゼーションの理念について啓発を行います。

続きまして、②障害者週間「市民のつどい」についてでございます。この「市民のつどい」は、１２月３日から９日の障害者週間を記念いたしまして、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に、毎年１２月頃に開催しているイベントでございます。

今年度は、従来は浦和駅周辺から、プラザノースときたまちしましま公園へと会場を変更しまして、１２月３日土曜日に実施予定です。こちらのイベントにおきましては、著名な障害当事者を講師にお招きして講演を行うほか、各障害者団体や関係機関等によるブース出展、体験等を通じて障害者の理解の推進を図る予定でございます。

最後に③さいたま市ノーマライゼーションカップについてでございます。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成２４年度から実施しているイベントでございます。今年度は、来年２月に、ブラインドサッカーの親善試合を実施予定でございます。こちらにつきましては、親善試合を行うだけでなく、パンフレットの配布や障害者差別解消の啓発ブースにおいて啓発を行うほか、ブラインドサッカーの体験イベント等を実施する予定でございます。

続きまして、（５）研修等の実施でございます。こちらは、平成３０年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修を実施する予定でございます。一昨年、昨年とホームページに資料を掲載する形態で実施しておりましたが、今年度は対面により講話を行う予定でございます。

続きまして、「２ 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、（１）「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施するものでございます。対象はさいたま市役所の全部局の職員でございます。各課所室等から職員１名が参加することとし、合計が約４００名となります。

また、市内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を実施する予定でございますが、こちらについては、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえつつ、実施を検討中です。

講義型の研修については、一昨年、昨年と市内研修システムを使用したオンライン形式で実施しておりましたが、今年度は対面による講義を検討しているところでございます。

最後に、（２）ノーマライゼーション推進市職員研修の実施についてでございます。

こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。昨年度は、川津委員の御協力をいただき、聴覚障害の特性や、生活場面における困りごと、聴覚障害のある方とのコミュニケーションにおける注意点などについて御講義いただいた上で、あいさつや名前・所属などの手話表現に関する実技研修を実施しました。

今年度につきましては、11月に実施を予定しております。資料を印刷する時点では調整中でしたが、今日時点でお伝えできる情報としまして、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者における合理的配慮の提供が義務化されることから、市役所における配慮のあり方について一層の意識を高めるために、合理的配慮をテーマとした講義を検討しているところでございます。説明は以上でございます。

(宗澤委員)

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関わって何か御意見ありましたら頂戴したいと思います。ちょっとコロナ次第という要素もあるんですけども、出来る限りのところでさまざまな周知活動を徹底していきたいというふうな御主旨だったかというふうに思います。

それから次の議題に関わって、障害者差別に関わる合理的配慮の提供義務というのが、民間事業者にもおそらく令和6年度中からというふうに言われていますけれども、出来るので。それに向けての周知の徹底というのも非常に重要だというふうにお考えになっているかと思います。この件はいかかでしょうか。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは次の議題のことを含めて、もし御意見があれば頂戴したいというふうに思います。それでは議題の3番目ですね。障害者差別解消法の周知について事務局のほうから御説明をお願いします。

【書面参加した委員の意見】

(柴野委員)

各研修についての受講者の振り返りの内容についてもお伝えいただけると幸いです。

【事務局】

・今後の委員会において、令和4年度の実績を報告する際に、受講者から頂いた振り返りの内容、感想についても御報告いたします。

(山崎委員)

合理的配慮提供促進事業の説明や本補助金に関する周知の記事を掲載する予定とありましたが、掲載時期はいつ頃になりますか？

【事務局】

・市報さいたまにおける合理的配慮提供促進事業に関する周知については、現在10月号で掲載できるよう調整中でございます。

(荒井委員)

市民向け周知・啓発イベントの内容がマンネリ化しているように思う。例えば、車

いす乗車体験や簡単な手話講座、点字講座を実施するなど、新たな企画を加えたほうがよいのではないかと。

市民のつどいの会場がこれまでのコムナーレからプラザノースに変更となっている。プラザノースは公共交通機関が限られ、障害当事者、一般来場者ともに来場しにくい。実施場所については、多くの方が行きやすい場所を選定する必要があると考える。

「ノーマライゼーション推進市職員研修」については内容未定となっているが、過去の踏襲ではなく、昨年度、本委員会でも出された意見も参考に、幹部職員として障害福祉に関する施策立案に生かせる内容を御検討頂きたい。

【事務局】

・「障害者週間」市民のつどいの開催地については、新型コロナウイルス感染症の影響により、より広い会場で安全に開催するために、会場の広さやアクセス、集客などを踏まえて決定したところです。大規模な商業施設が隣接していることから、一般来場者についてもより多く御来場いただけるよう取り組んでまいります。

(川津臨時委員)

意見ありません。

「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」の一部見直しがいいかもしれないが、検討をお願いいたします。

(宮村臨時委員)

(4) イベントによる周知の②「障害者週間」市民のつどいについて、実施計画の追加・変更の検討ができるようであれば、オンライン開催も並行してほしい。昨年度は、会場とオンライン開催、基調講演のオンライン配信であった。オンライン開催について、再生回数や感想などを含めた分析・総括を知りたい。1日のみの会場開催だけでなく、当日以外の企画へのアクセス・会場に行けない人・市民全体への周知啓発に、オンラインを活用してほしい。

【事務局】

・令和3年度にオンラインで開催した「障害者週間」市民のつどいについては、合計25本の動画をアップし、合計再生回数は4,405回となりました。

・アンケートや本イベントの実行委員会からの感想としては、外出が難しい方にとってはオンラインの対応が喫緊の課題であること、オンライン化したことで思いがけない人に見てもらえたという声があった一方、コロナ前のように視覚障害者によるマッサージ等の催しなどを実施してほしい、基調講演は対面で聴講したいというように、このイベントを通じて人と人とが顔を合わせることを希望している感想が多くあったように感じます。

・今後も、実行委員会において、その状況に合わせてより良い開催のあり方について検討してまいります。

(塚田臨時委員)

特にありません。

(塚越臨時委員)

意見はありません。

(大畑臨時委員)

普段、何気なく行動していることが、実は差別につながっていることを知らない人もいる。引き続き、様々な機会を活用し啓発活動に力を入れるなど、差別解消に向けて努力していただきたい。

議題3. 改正障害者差別化使用法の周知について

(事務局)

それでは、議題3「改正障害者差別解消法の周知について」、御説明いたします。まずはじめに、改正法の概要についてでございますが、資料4の裏面を御覧ください。障害者差別解消法は、令和3年6月に改正・公布され、公布の日から3年以内に施行されることとなっています。

改正の中で特に大きな項目が、「概要」の「2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化」でございます。これまで、合理的配慮の提供に当たっては、行政機関等については義務、事業者については努力義務とされていたところ、今回の改正に当たり、行政機関等と同様に義務に改められています。

資料4の表面にお戻りください。

合理的配慮の提供が義務化されるに伴って、日頃、障害のある方と接することに慣れていない事業者の場合、どのような配慮をしたらよいのかイメージができていないケースがあることが心配されます。また、事業者としても、どのような配慮をしたらよいのか対応に迷った場合に、相談先がないままに、抱えてしまう、結果的に良い配慮に繋がらないといった懸念も考えられます。

そこで、さいたま市として、法改正への対応として、障害のある方への配慮のあり方を周知していくこと、事業者からの相談に対応していく体制を構築することを検討しています。

本日は、配慮事例の紹介や事業者からの相談対応に関する周知といった観点から、御説明をさせていただきますので、御協議をお願いします。

資料4の下段を御覧ください。

まず、配慮事例の紹介については、事業者が合理的配慮を行うに当たり、構えすぎないように取り組めることを念頭においております。「配慮」という考えだけが先行し、配慮の取組みの壁が高くなってしまふことを懸念しており、障害のある方への「気遣い」など、事業者が構えすぎずに取り組めるよう意識して周知を行いたいと考えております。

紹介する事例については、これまでに市民会議等で収集した事例のほか、今後、事業者から相談を受けた場合の事例も参考にまいります。

また、周知方法としましては、市ホームページやSNSなどによる他、事業者向けに合理的配慮提供支援補助金の御案内と併せて周知してまいりたいと考えております。次に、事業者からの相談に関してですが、こちらは対応のシステムとしまして、令和4年度は試行的に障害政策課において相談に対応してまいりたいと思っております。今年度の相談件数に応じまして、今後、どのような機関で相談対応をしていくかなど、対応

のあり方を検討してまいります。

こうした相談ができる旨の周知についても、市ホームページや SNS などのほか、事業者向けの合理的配慮提供支援補助金の御案内とともに実施してまいります。

なお、配慮のあり方を周知することで、事業者が具体的な対応を考えるようになることが考えられ、逆に、具体的な対応がイメージできないために配慮のあり方について情報収集するといった例も考えられます。配慮のあり方の周知と事業者からの相談対応については、両輪であることから、両者についてはセットとして周知をしていく必要があると考えております。

本日、委員の皆様には、具体的な周知方法や効果的な周知先などについて御意見を賜れたらと考えております。また、委員御所属の組織において、周知について御協力をいただける場合などございましたら、御提案いただけますと幸いです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(宗澤委員)

はい、ありがとうございます。民間事業者に合理的配慮が義務になるということについて、出来る限り構えずに、分からないことは相談してもらって、一緒に合理的配慮のあり方について考えていくと、こういうことをまずは、試行的に障害政策課で始めていって、今後の成り行きに応じてその対応システムというのをどう充実させるのかっていうことを検討していきたいと。そしてこのシステムを作ることによって、いろんな合理的配慮の事例が増えていくと思うんですね。だから要するにこのシステムを通じて、気軽に合理的配慮をしてもらえるような、そういうことに繋げていくっていうのが、主な趣旨だったのではないかというふうに思います。したがって今の御説明について、何か御意見、御提案あればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。竹内さんどうぞ。

(竹内委員)

はい、障害者差別解消法については、市民にまだまだ知られてないと思っていて、やっぱり関心のない人には全く分からないものなんですね。合理的配慮っていうものは、あんまり浸透していないように思います。今年度から高校の教育からで精神障害者のことが教科書に載ることがあったんですが、教育の段階から啓発していかないと、なかなか浸透していかないかなと思います。やっぱりもっともっと知ってもらいたいという思いはあるんですけども、なかなか周知が進まないというのは歯がゆく感じています。以上です。

(宗澤委員)

おっしゃる通りだと思います。ただ合理的配慮の提供義務が民間事業者にも広がることによって、考えなければならない機会っていうのが、これまでよりも相当増えると思うんですね。このこととセットにした周知活動っていうのが、これからの局面で大事なことになるんじゃないかと思います。他いかがでしょうか。はい、さいたま商工会議所の黒金さん。

(黒金委員)

はい、よろしいでしょうか。さいたま商工会議所の黒金でございます。この前の議題にあった合理的配慮の提供促進事業なんですけれども、こちら私ども周知については御協力をさせていただいているところなんですけれども、引き続きもちろん協力をさせていただくということですね、できればこの活用された事例、どういった事業所さん、業種の方がどういうものを導入されて、どんな成果があったというものを、もう少し発信していただけたらなというのが、ひとつございます。

それと先ほど本件のほうでの御説明にありましたけれども、まだまだ事業所のほうで知らない間に配慮が出来ていないということが結構あるのかなと思っておりますので。いまいろいろ事例を積み上げてきていただいていると思うんですけれど、例えば業種別に飲食であったり、不動産であったり、業種別の事例っていうのも少し発信の仕方の中で、御検討いただければなと思っております。以上です。

(宗澤委員)

これまでに飲食店については、やってきたわけですね。だから今御提案ありましたように、やっぱり業種別に必要な配慮が変わってくる部分があると思うので、建設的な御意見としてお受け止めいただければというふうに思います。他いかがでしょうか。

それとこれまでの合理的配慮の提供事例については、補助金使ったやつですね？これはホームページに載せますか？ノーマライゼーション条例ウェブサイトのところに。もし、まだ掲載されていないのであれば、掲載事例先の許可を取って「こういうふうになってます」みたいな事例をインターネットで検索出来るようにしておくということも、今後御検討いただければ思うんですが。よろしいでしょうか。

(事務局)

補助金なので現地の確認と物品の確認というのを私たちのほうでさせていただいてまして、現地で撮った写真をホームページのほうに掲載はしているところなんですけど、なかなか市のホームページの階層が深くて見づらい部分があると思いますので、そこに繋がりやすいQRコードを作成であったりとか、そのあたりは確認させていただいて、チラシを受け取った方が、イメージをしやすいというところは工夫をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

(宗澤委員)

勝手な私のお願いですけど、ノーマライゼーション条例が出来てから数年間の間は、市のホームページのトップページにスッと入れるところがあったと思うんですよ。

それがいつの間にか、奥に入ってしまった。今回障害者差別解消法の改正もあった訳ですから、またちょっとトップページに戻してもらって、入れるところを作ってもらっていうのを、ホームページの担当部局にお願いしていただけないでしょうか。これもちょっと大事なことなんじゃないかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

それでは、他いかがでしょうか。ないようでしたら、次の議題の障害者差別に関する状況について、というところに移らせていただきます。それでは、事務局のほうから御説明お願いいたします。

【書面参加した委員の意見】

(柴野委員)

今後の対応として、民間の事業者に対して、障害のある方への配慮のあり方を周知していくとのことですが、具体的には、いつ、どこに、どのような方法で周知していくのか、現時点で判明している範囲で情報提供していただくとともに、次回の委員会には、その対応の詳細を報告いただけると幸いです。

【事務局】

・周知については、市ホームページ及びSNS等によるほか、事業者向けに合理的配慮提供支援補助金の御案内と併せて行ってまいります。

・委員会の中では御説明させていただきましたが、委員の皆様からも具体的な周知方法や効果的な周知先などについて御意見を賜りながら、より効果的な方法により周知を行ってまいります。

(山崎委員)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要1・2・3について承諾しました。

(荒井委員)

資料2 ページ目、配慮事例の紹介の「ねらい」の項に「「気遣い」という意識」との表現が使用されている。改正法では事業者による合理的配慮の提供は「義務」であり、「気遣い」ではない。例えば目が見えない人の持つ杖を突然引っ張る等、良かれと思ってやったことが、実は危険という場合もある。対応を各事業者に委ねるのではなく、きちんとした専門家を招いた研修会を開催するなど、合理的配慮の提供方法自体の啓発も必要と考える。合理的配慮の提供を行うことの敷居を下げるのは大切だが、あくまでも法の趣旨に沿って御対応頂きたい。

【事務局】

・事業者への周知については、義務であることを示しながらも、「配慮」という考えだけが先行し、配慮の取組みの壁が高くなってしまふことを懸念しているため、事業者が構えすぎずに取り組むための言い回しとして「気遣い」という言葉を使用しています。現在も、「気遣い」が配慮に繋がることはたくさんあるという周知を行っているところです。

・市ホームページにおいても、主に市民会議を通じて障害のある方やその御家族等からいただいた事例をもとに、合理的配慮の提供例を紹介しており、事業者が適切な配慮を提供することの参考となるよう、引き続き取り組んでまいります。

(川津臨時委員)

意見はありません。

事業者が相談できるシステムでなく、ガイドライン（相談事例や情報収集や整理、指導できるマニュアル）に取り組んでいくべきと検討をお願いいたします。

(宮村臨時委員)

周知を推進してほしい

(塚田臨時委員)
特にありません。

(塚越臨時委員)
意見はありません。

(大畑臨時委員)

差別解消法が改正され、努力義務から義務に変わること、行政の果たす役割は益々、重要性を増してくる。従来の方法にとらわれず、周知方法についても、より実効性のある手法を検討することが必要である。

議題4. 障害者差別に関する状況について

(事務局)

それでは、議題4「障害者差別に関する状況について」御説明いたします。資料5、「令和3年度障害者差別集計表（速報値）」御覧ください。こちらは、令和3年度に市が相談を受けた障害者差別事例について集計したものです。

令和3年度一年間の対応件数は、4件でございます。

まず、各区の対応状況ですが、4件のうち1件は南区、2件は岩槻区、1件は障害政策課で対応しております。対応した組織の内訳が右側の②でございますが、区役所で受理した相談のいずれもが支援課において対応しております。

次に、③「被差別者の性別」では、男性が1人、女性が2人、不明が1人となっております。④の「被差別者の年齢」では、20代が1名、50代が1名、不明が2名です。次に、⑤の「被差別者の障害種別」でございますが、知的障害の方が2名、精神障害の方が1名、視覚障害の方が1名です。⑥の「被差別者の障害等級」ですが、1級ないし○Aが1件、2級ないしAが2件、等級不明が1件という状況でございます。

次に裏面を御覧いただきまして、⑦「差別の相談者」ですが、本人が1件、被差別者の家族が1件、知人が1件、施設職員が1件となっております。

⑧の「差別の分類」につきましては、日常生活に関するものが1件、医療に関するものが1件、その他が2件でございます。

次のページは、参考に過去3年の相談件数について記載しているものです。年間の相談件数としては、年度によって数件の前後はあるものの、4～6件程度で推移しています。

分野別の件数を見ますと、日常生活におけるいずれの場面においても差別に関する相談が挙げられており、大きく偏りのある分野は見られません。

以上で資料5の説明を終わります。

ここからは、個別事案の報告となります。傍聴者の方は、事務局にて待機室に移動の処理を行います。終了後、ミーティングルームへの入室処理を行います。今の時点をもって退室される場合には、御自身の端末で「退室」を押してください。

それでは、事務局にて作業を行いますので、少々お待ちください。

その他

(宗澤委員長)

それでは、その他について事務局・委員から何かありましたらお願いします。

僕のほうから一つ今後の課題みたいなことについて、ひとつ提案させていただきたいと思います。今日の委員会の中で一つは、コロナ禍における困りごと事例集っているのがあって、ここでは膨大な困りごとの事例ってものが当事者市民の方から寄せられているんですね。ところが一番最後の議題の令和3年度の障害者差別集計表を御覧になったら分かるように、差別として申し立てのあった事案は僅か4件、過去5年を見ても毎年4件から6件の推移をしている。さいたま市でノーマライゼーション条例を制定した直後から一貫してこの委員会が問題にしてきた、状況なんですね。条例を作る時に差別事例集っているのを皆さんに呼びかけたら、600件近いものが集まりながら、ノーマライゼーション条例出来て、あるいは差別解消法も施行されて、差別として申し立てられる事案は、本市では誠に少ないままとどまっていると。以前にも御報告したことあるんですけども、僕は色んな障害者団体の意見を聞いて、どうしたら申し立てしやすくなるのかっていうことの中に、当事者として身近な立ち位置にいる人が、この差別解消法であるとか、ノーマライゼーション条例を生かして、申し立てしやすいついていうのでしょうか、そういう状況に取り組んでいく、ちょっと工夫が今ひとつ必要なんじゃないか、っていうふうに思うんです。一度、当事者団体の方にもノーマライゼーション条例や障害者差別解消法を、活かす取り組み、活かす工夫みたいなものを、あらためて考えていただくようなことをお願いできないかっていうようなことを含めて、今の状況をひとつ変えていくことが出来ればっていうふうに願っています。今後の課題ですので、もしみなさんから、私が申し上げたことに御意見があれば、是非御提案いただければと思うのですが、いかがでしょうか。大村さんなんか何か御意見ございませんか。

(大村委員)

申し立てをする場所というのは、なにも協議会だけでなく構わないとおそらくなっているので、実際に差別を受けたと感じる事業所に直接申し立てるですとか、その諸官庁に申し立てるですとか、ルートとしてはいくつかあるのかなとは思っています。なのでこちらにないこと自体を、どのぐらい問題と考えるのかなってのはあるんですけど、とはいえ件数が少なすぎる、というのは本当に先生のおっしゃる通りだなと私も思っております。私いま内閣府の他の自治体、都道府県の障害者差別解消に関わって、他の都道府県や自治体ってどんな取り組みをしているのかっていうのを、毎年毎年度まとめているものがあるので、その事例集をつらつらと眺めながら、宗澤先生のお話を伺っていました。自治体によってはかなりすごく工夫されている、そういう自治体もあるんだなということも、あらためて確認をしたところですし、わが市が出来ているところと、そうでないところもあるんだなというふうに思いながら拝見をしたところでした。工夫を伺ってみることはすごく良いことなんじゃないかなと思いますし、あるいはこの取り組み事態も私たちが他の自治体のやり方なども参考にしながら、取り入れられるところだったり、参考に出来るところなどを、検証するのも大事なところかなというふうに思いながら伺ってました。すいません、以上です。

(宗澤委員)

ありがとうございます。たとえば具体的な施策に関わる御提案といただく当事者団体と、行政対向型の御意見が良く出てくる団体に結構分かれるところがあって、今障害者差別解消法の改正もあって、これは地域でみんなが生きづらさを無くしていくっていうんでしょうか、というための仕組みを作ってきてるわけですよ。この差別解消法の改正とノーマライゼーション条例を当事者の側からどう生かしていくのかっていうことを、あらためてさまざまな当事者団体をお願いしたいと同時に、今内閣府でまとめている多種の情報については、事務局のほうで把握いただいて、さいたま市で改善できる点について、出来れば次回のこの委員会で何か御提案いただければと思います。それで当事者団体の皆様方には、一番当事者に近いところにおられますので、実際にコロナの困りごとを聞いたらウワッと出てくるわけですよ、だから日本人や差別として申し立てるっていうふうになると、最終的に引っ込んでしまうという傾向というのは強いとは思いますが、そこをひとつ乗り越えていきたいと思いますという趣旨で差別解消法と条例があるんですね。だからここを生かしていく、当事者に最も立ち位置に近い団体の皆さん方にも、是非御提案をいただければというふうに願っていますので、出来れば次回の委員会までに何か御意見、それぞれの団体で御披露いただければなと願っているとお伝えしておきたいと思います。私のほうからは以上です。

その他、みなさんから何かございますでしょうか。はい、竹内さんどうぞ。

(竹内委員)

何度もすいません。最後にちょっと言いたいんですけど。今すごく問題になっているのは、精神障害者の団体のあれなんですけれども。精神科の身体拘束の問題。これとても重いなおもっているんですけども、精神科の人員不足によって、身体拘束がまかり通っている現状がありまして、高齢者の施設でも身体拘束というのがかなり多くあります。こういった身体拘束を無くすためには、やっぱり医療従事者が研修で実際に身体拘束を経験してみないと駄目かなと思ってて、身体拘束が切実になくなってほしいなと思っています。

(宗澤委員)

ありがとうございます。それは違う委員会で、虐待防止部会で議論させていただきたいと思っていますので、竹内さんの御意見を受け止めさせていただきます。埼玉県ではある施設での拘束が共同通信社の報道で明るみに出たり、精神病院の場合はある手続きをとれば、保護室での拘束ってというのが一応合法になるんですけども、高齢者施設や障害者施設ってというのは、拘束する法的権限がないんですね。にもかかわらずやっているということで、これを虐待として認めないという事態が全国で続いているってというのは誠に深刻だというふうに、私個人は思っています。いずれにしても拘束ってというのは、本当に必要最小限のものに、例えば精神病院でも留めなければならないというふうになっているわけですよ。だからそこは別に部会になりますけれども、受け止めさせていただきたいというふうに思っています。

(竹内委員)

はい、おねがいします。

(宗澤委員)

はい、ありがとうございました。それではすべての議事はこれで終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

【書面参加した委員の意見】

(柴野委員)

書面表決の意見書の提出期限が会議後となっておりますが、本委員会の会議後に提出された意見は、委員会内での意見交換などができず、議論の契機を失いかねないので、委員会会議前に書面表決の意見書が提出できるよう、意見照会及び資料送付の時期をもう少し早めにしていただけると幸いです。

(荒井委員)

・国連の障害者権利条約に基づく日本への政策審査が今年8月22日、23日に行われる。改善点について日本政府に勧告が出されることになるが、国の動きを待つことなく、本市としても改善が必要な事項が無いかを御確認頂き、必要な対応を早急に行って頂きたい。

・本委員会の開催方法として、今年度は基本的にオンラインとなっているが、オンラインでは様々な制約から参加が難しい場合もある。今後の感染状況を見極めつつ、次回以降は会場参加とオンラインを併用するなど、より多くの委員が参加しやすい開催方法を御検討頂きたい。

(事務局)

本日は長時間にわたり貴重な御意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

書面での御意見については、6月24日金曜日までに御提出をお願いしておりますので、会議終了後にいただきました御意見は、本会議の議事録にまとめて御報告させていただきます。

次回の日程でございますが、年明け1月24日火曜日を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行に御協力いただき、ありがとうございました。